

いつかためになる

法律知識

原発賠償に関して知っておきたい大事なポイントの解説と、日々の生活で問題が起きた際に迷わず対応するための予備知識をお伝えしていくコーナーです。

Vol.18

預金口座が開設できない？



弁護士 井上 航

産業・賠償対策課 主幹
(所属：第二東京弁護士会)

預金の持つ機能の一つとして、「貯蓄手段の提供」という機能があります。

使い道もなく現金で持っている、紛失や盗難の危険があり、銀行に預けておくことで安心して生活することができます。

また預金口座は給料の振込や年金の受け取り、公共料金・クレジットカードの引き落としなど、生活の中で様々に利用されており、口座がないことで思いがけない不都合が生じることになります。

Q 知り合いから、「銀行で口座を作ることができなくて困っている」と相談を受けました。銀行で口座を作ることができないなんてことがあるのでしょうか。

A ヤミ金やオレオレ詐欺など、第三者の預金口座を利用した犯罪が後を絶ちません。そこで、多くの金融機関が加入する全国銀行協会では、詐欺などに使われて凍結した銀行口座の名義人情報を他の銀行にも提供し、同一名義の全口座を凍結する措置を取ることがあるようです。全国銀行協会に加入している金融機関の口座は使えなくなり、新規口座の開設もできなくなります。

給料の振込先、公共料金・クレジットカードの引き落としなど日常生活に利用している口座であっても凍結されることになり、名義人が犯罪に直接関係していない場合であっても凍結の対象となる場合があります。

よって、銀行で口座を作ることができないということは十分に有りうることです。全国銀行協会に加入していない金融機関を探せば口座を新規開設できるかもしれません。

Q 同じ知り合いから「使っていない口座があれば通帳を貸してくれないか」と言われました。大丈夫でしょうか。

A 「犯罪による収益移転の防止に関する法律」により犯罪として、貸した側も借りた側も処罰されることがあります。また、銀行との契約(約款)では、通帳やクレジットカードを譲り渡すなどして他人に口座を利用させることは禁止されています。違反すると口座が解約となるのは当然ですが、先ほどの回答のとおり他の銀行の口座に

ついても取引停止や新規開設ができなくなることがあります。それだけではありません。貸した口座が犯罪に利用されて第三者が被害を受けた場合、その被害について責任の一端があるとして損害賠償請求を受けることもあります。

口座を他人に貸したり譲り渡すことは非常に危険ですので、断るべきです。
なお、他人に譲り渡したり貸すために預金口座を新規開設した場合には、銀行に対する詐欺罪になりますのでさらに重い罪となります。

相談はこちらまで

■ 福島県弁護士会 原子力発電所
事故被害者救済支援センター
TEL 024(533)7770
* 受付時間 (平日 10時~15時)
* 東電に関する賠償請求と和解の申立てに関する専門ダイヤルです。

■ 震災法テラスダイヤル
TEL 0120(078309)
* 受付時間 (平日 9時~21時、
土曜日 9時~17時)
* 福島市・二本松市・双葉郡広野町に相談できる事務所があります。
県外の法テラスも紹介してもらえます。

問 産業・賠償対策課賠償支援係
TEL 0243(62)1105